



税金あれこれ(54) 「扶養親族等の数」に入る配偶者の改正

平成 30 年 1 月以後の給与所得の源泉徴収に際して、「扶養親族等の数」に入る配偶者の改正が行われました。

従来「扶養親族等の数」に入る配偶者（「控除対象配偶者」）については、居住者の配偶者でその居住者と生計を一にするもののうち、合計所得が 38 万円以下（給与収入が 103 万円以下）のものに限られていました。つまり居住者自身の所得金額にはなんら制限はありませんでした。

今回の改正により、「扶養親族等の数」に入る配偶者は、従来の「控除対象配偶者」に代えて「源泉控除対象配偶者」に該当するものとされました。

この「源泉控除対象配偶者」とは、居住者（合計所得金額が 900 万円以下、つまり給与収入が 1,120 万円以下）の配偶者でその居住者と生計を一にするもののうち、合計所得が 85 万円以下（給与収入が 150 万円以下）であるものをいいます。

つまり高所得者の配偶者控除が制限されることになりましたが、代わりに、合計所得が 38 万円（給与収入が 103 万円）を超えるため、従来の「控除対象配偶者」に該当しない配偶者であっても合計所得が 85 万円（給与収入が 150 万円）以下であれば、「源泉控除対象配偶者」として「扶養親族等の数」に入れられることとなりました。

高税理士事務所 崔 正博

燃料カードの価格表【2017年11月分】

AMSカード ※共通利用可能

油種	ENEOS・Shell・COSMO
レギュラー	124円
ハイオク	134円
軽油	104円

【価格は税抜】

ENEOSビジネスカード

油種	ENEOS
レギュラー	130.5円
ハイオク	140.5円
軽油	108.5円

【価格は税抜】

全国共通・燃料カード ※カードはメーカーごとに発行

油種	出光・ENEOS・COSMO	宇佐美	鈴与 (ENEOS ウイング)
レギュラー	125.5~127.5円	125.5~127.5円	125.5~127.5円
ハイオク	135.4~137.4円	135.4~137.4円	135.4~137.4円
軽油	105.7~107.7円	105.7~107.7円	105.7~107.7円

【価格は税抜】